

県税賦課徴収・調査に関する事務の「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）
（案）」について提出されたご意見とそれに対する県の考え方

問い合わせ先
税務課 システム・業務改善グループ
〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号
電話:087-832-3070/FAX:087-862-0476
E-mail:zeimu@pref.kagawa.lg.jp

令和8年5月29日から令和8年6月29日までの1カ月間、地方税法等に基づく県税の賦課徴収・調査に関する事務の「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）」について実施したパブリック・コメント（意見公募）では、1人から4件のご意見が寄せられました。ご意見をいただきありがとうございます。

これらのご意見について、適宜要約・集約して整理し、それらに対する県の考え方とあわせて以下に示します。

なお、賛否の結論だけを示したご意見や案と直接関係のないと考えられるご意見については、公表していません。

〈ご意見の提出者数〉		〈提出されたご意見の数〉	
個人	1件	情報セキュリティ対策に関すること	4件
企業	0件	合 計	4件
団体	0件		
合計	1件		

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
情報セキュリティ対策に関すること	
特定個人情報ファイルについて、漏えい時の被害最小化対策を行うこと。 （同趣旨ご意見3件）	ご意見のとおり、漏えい時の被害最小化対策を行うことは重要であると認識しており、データベース上のマイナンバー情報は暗号化し、ファイル、ログ等へマイナンバーが出力されない仕様としているところですが、評価書の様式上、一見してその趣旨が解りにくいことから、その旨、次の箇所に明記します。

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
	【追記箇所】 （１個所目） 地方税法等に基づく県税の賦課徴収・調査に関する事務の「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）」59 ページ Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ２．特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） 特定個人情報の入手（情報ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置の欄 （２個所目） 地方税法等に基づく県税の賦課徴収・調査に関する事務の「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）」61 ページ Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ３．特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置の欄 （３個所目） 地方税法等に基づく県税の賦課徴収・調査に関する事務の「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）」62 ページ Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ４．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置の欄 （４個所目） 地方税法等に基づく県税の賦課徴収・調査に関する事務の「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）」66 ページ Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ７．特定個人情報の保管・消去 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容の欄